

日本学生支援機構奨学金

令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の
学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

以下の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

希望者は学生支援事務室学生支援総括係 [email: kousei.adm@ml.tmd.ac.jp] までメールでご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【山口県】 山口市、美祢市

（法適用日：令和5年6月30日）

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2. 給付奨学金家計急変採用

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書 （注意）「給付奨学金案内－家計急変－」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。

3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2023年6月以降で申込者が希望する月	2024年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

4. JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は以下の機構ホームページでご確認ください。

（ <https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html> ）

※ 令和2年（2020年）4月1日以降に発生した災害から、①支給要件の拡充（生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅（学生が居住していなくとも可）も対象）、②申請期限：学校からJASSOへの申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて、6か月以内となっていますので、ご注意ください。

（例）「令和2年7月3日からの大雨により7月7日に被災（床上浸水）した場合」：令和3年1月31日（消印有効）。

その後の手続きがございますので、希望する場合は早めに学生支援事務室学生支援総括係 [email: kousei.adm@ml.tmd.ac.jp] にメールでご連絡をお願いします。